

新会員の加入について

全国農業再生推進機構規約第 15 条第 3 号により、次の団体を会員とする。

一般社団法人 日本惣菜協会
一般社団法人 日本弁当サービス協会

以上

(別紙)

会員等

会員 18 団体 (50 音順)	一般財団法人全国豆腐連合会
	一般社団法人全国農業会議所
	一般社団法人日本惣菜協会 (新)
	一般社団法人日本弁当サービス協会 (新)
	協同組合日本飼料工業会
	公益社団法人日本炊飯協会
	公益社団法人日本べんとう振興協会
	公益社団法人米穀安定供給確保支援機構
	国産米使用推進団体協議会
	全国稲作経営者会議
	全国加工米需要者団体協議会
	全国主食集荷協同組合連合会
	全国農業協同組合中央会
	全国農業協同組合連合会
	全国米穀工業協同組合
	日本米粉協会
	日本豆腐協会
日本米穀小売商業組合連合会	
アドバイザー	神垣 清水 (日比谷総合法律事務所)